教育福祉委員会審査日程表

日時　令和５年９月１２日(火)
午前１０時開議
場所　第３・４委員会室

第１	議案第６２号	流山市立博物館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第２	議案第６１号	流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第３	議案第６０号	令和４年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第４	議案第５９号	令和５年度流山市介護保険特別会計補正予算(第１号)
第５	議案第６３号	指定管理者の指定について(市野谷小学校区学童クラブ)
	議案第６４号	指定管理者の指定について(南流山第二小学校区学童クラブ)
第６	陳情第１１号	「国における２０２４年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書
第７	陳情第１２号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
第８	所管事務の継続調査について	

令和５年第３回定例会
教育福祉委員会
議案第６２号　審査資料

流山市立博物館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1　改正の背景

博物館法（昭和２６年法律第２８５号。）は、制定から約７０年経過する中、博物館を取り巻く状況は大きく変化した。

博物館の求められる役割が多様化・高度化してきたため、今回の法改正では、法律の目的及び博物館事業の見直しと博物館登録制度の見直しが図られた。

博物館法の一部改正に伴い、本市博物館の設置に関する規定の条文整理を行うためである。

2　改正の内容

博物館法第１８条の公立博物館の設置に関する事項は、地方公共団体の条例で定めなければならないという規定が削除されたことから、博物館法第２条第１項に規定する「博物館」の設置その他必要な事項について定める趣旨に改めるほか、本市が博物館を設置する目的を新たに追加するものである。

3　改正により生ずる効果

博物館法の規定と本市条例の規定の整合を図ることができる。

4　施行期日

公布の日

流山市立博物館設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○流山市立博物館設置等に関する条例 （趣旨） 第１条　この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項に規定する博物館の設置その他必要な事項について定めるものとする。 （博物館の設置） 第２条　市は、流山の歴史及び民俗に関する資料の収集、保管、管理、展示及び調査研究を行い市民の利用に供するとともに、その学習、調査研究等に資するため必要な事業を行うことにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館を設置する。	○流山市立博物館設置等に関する条例 （趣旨） 第１条　この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）に基づき、博物館の設置その他必要な事項について定めるものとする。 （博物館の設置） 第２条　市は、法第18条の規定により 、博物館を設置する。

令和５年第３回定例会
教育福祉委員会
議案第６１号　資料

議案第61号

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１ 概 要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正が行われ、同法第３条第１１項の規定に項ずれが生じたことにより、流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２３号）においても改正するものである。

２ 改正内容

新旧対照表のとおり

令和５年第３回定例会
教育福祉委員会
議案第６１号　資料

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（特定教育・保育の取扱方針） 第 15 条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)　幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）　幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第 10 条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第 10 項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項 (3)　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条第１項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） (4)　保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針 ２　前項第２号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	（特定教育・保育の取扱方針） 第 15 条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)　幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）　幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第 10 条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項 (3)　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条第１項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） (4)　保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針 ２　前項第２号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

令和5年第3回定例会
教育福祉委員会
議案第59号　資料

令和5年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）概要資料

歳入

款	補正額（千円）	説明
1 保険料	—	
2 国庫支出金	—	
3 支払基金交付金	27,439	◎介護給付費交付金（過年度分） 過年度追加交付分　27,804,000円 第三者納付金による追加返還分（基金分27.0%）　-365,000円 ・合計　27,439,000円
4 県支出金	—	
5 寄付金	-	
6 繰入金	803	◎介護保険介護給付費準備基金繰入金 ・第三者納付金の計上による追加返還分（国・県・支払基金分59.5%分）　803,000円
7 繰越金	138,019	◎繰越金 ・令和４年度決算に伴う国庫支出金等過年度返還金分 【補正前】　25,000,000円…① 【補正後】 令和４年度決算 13,518,266,047円（歳入総額）－13,247,539,086円（歳出総額）＝270,726,961円（実質収支） 270,726,961円（実質収支）－107,708,135円（基金積立金）＝163,018,826円…② 【補正額】②－①＝138,018,826円 → 138,019千円　＜充当先→諸支出金＞
8 諸収入	-	
9 財産収入	-	
今回補正額計	166,261	
補正前	14,678,433	
補正後	14,844,694	

歳出

款	補正額（千円）	説明
1 総務費	—	
2 保険給付費	-	
3 地域支援事業費	-	
4 財政安定化基金拠出金	-	
5 基金積立金	-	
6 諸支出金	166,261	◎国庫支出金等過年度分返還金拠出事業 ・国庫支出金等過年度分還付金等 【補正前】○令和４年度介護給付費分・地域支援事業費分　25,000,000円…① 【補正後】○介護給付事業分　169,010,743円 ○地域支援事業分　21,811,279円 ○第三者納付金による追加返還分（国県分32.5%）　438,403円 ◎返還金合計　191,260,425円…② ※第三者納付金による追加返還に伴う基金分27.0% 歳入計上額において減額調整-365,000円 【補正額】②－①＝166,260,425円 → 166,261千円
7 予備費	-	
今回補正額計	166,261	
補正前	14,678,433	
補正後	14,844,694	

議案第６３号

市野谷小学校区学童クラブ

資料１　　指定管理者選定評価結果表

資料２　　指定管理業務に係る提案書概要一覧表

資料３　　指定管理者選定評価表

資料４　　指定管理者候補者概要

資料1

【市野谷小学校区学童クラブ】指定管理者選定評価結果表

審査項目		A社	B社	株式会社明日葉
1．指定管理者としての資質	（1）指定管理者としての実績 （2）申請者の財政状況 （3）申請の理由	7.8	6.7	10.5
2．施設運営の方針	（1）施設の現状に対する考え方・将来展望 （2）事業収支計画 （3）地域や他の施設との連携 （4）その他	8.5	8.0	9.3
3．実施体制	（1）職員の配置 （2）職員の研修計画	15.7	15.2	18.8
4．安全管理	（1）防犯対策・防災対策 （2）安心･安全面の具体策 （3）個人情報の保護策 （4）利用者のトラブルの未然防止と対処方法等	17.2	13.5	20.3
5．創意工夫・改善	（1）サービス向上のための方策 （2）利用者の要望等の反映 （3）自主事業	31.2	29.8	34.8
6．プレゼン内容	（1）提出資料及びプレゼン内容全般	2.0	1.7	2.0
小　計		82.4	74.9	95.7
7．加減点項目	市内経済の活性化	1.0	0.0	0.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	0.0	0.0	1.0
	女性の活躍推進	0.0	3.0	0.0
	SDGsへの取組	1.0	0.0	0.0
合　計		84.4	77.9	96.7

資料3

【新規導入施設】指定管理者選定評価表

審査項目		配点
1．指定管理者としての資質	（1）指定管理者としての実績	12
	（2）申請者の財政状況	
	（3）申請の理由	
2．施設運営の方針	（1）施設の現状に対する考え方・将来展望	10
	（2）事業収支計画	
	（3）地域や他の施設との連携	
	（4）その他	
3．実施体制	（1）職員の配置	24
	（2）職員の研修計画	
4．安全管理	（1）防犯対策・防災対策	24
	（2）安心･安全面の具体策	
	（3）個人情報の保護策	
	（4）利用者のトラブルの未然防止と対処方法等	
5．創意工夫・改善	（1）サービス向上のための方策	44
	（2）利用者の要望等の反映	
	（3）自主事業	
6．プレゼン内容	（1）提出資料及びプレゼン内容全般	2
小　計		116
7．加減点項目	市内経済の活性化	1
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1
	女性の活躍推進	3
	SDGsへの取組	1
合　計		122

議案第６４号

南流山第二小学校区学童クラブ

資料１　　指定管理者選定評価結果表

資料２　　指定管理業務に係る提案書概要一覧表

資料３　　指定管理者選定評価表

資料４　　指定管理者候補者概要

【南流山第二小学校区学童クラブ】指定管理者選定評価結果表

審査項目	条例施行規則第2号及び第３様式に基づく分類	A社	B社	C社	D社	E社	株式会社学研ココファン・ナーサリー
1．指定管理者としての資質	（1）指定管理者としての実績 （2）申請者の財政状況 （3）申請の理由	6.7	10.0	8.7	10.7	9.2	10.7
2．施設運営の方針	（1）施設の現状に対する考え方・将来展望 （2）事業収支計画 （3）地域や他の施設との連携 （4）その他	8.0	9.5	7.5	9.3	8.2	9.3
3．実施体制	（1）職員の配置 （2）職員の研修計画	15.2	18.5	15.0	17.2	18.5	20.7
4．安全管理	（1）防犯対策・防災対策 （2）安心･安全面の具体策 （3）個人情報の保護策 （4）利用者のトラブルの未然防止と対処方法等	13.5	19.3	14.7	18.2	17.0	18.5
5．創意工夫・改善	（1）サービス向上のための方策 （2）利用者の要望等の反映 （3）自主事業	29.8	33.2	27.7	31.8	31.3	32.3
6．プレゼン内容	（1）提出資料及びプレゼン内容全般	1.7	2.0	1.7	2.0	2.0	2.0
小　計		74.9	92.5	75.3	89.2	86.2	93.5
7．加減点項目	市内経済の活性化	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0	1.0
	女性の活躍推進	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	SDGsへの取組	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合　計		77.9	93.5	76.3	91.2	86.2	94.5

資料1

資料3

【新規導入施設】指定管理者選定評価表

審査項目		配点
1．指定管理者としての資質	（1）指定管理者としての実績	12
	（2）申請者の財政状況	
	（3）申請の理由	
2．施設運営の方針	（1）施設の現状に対する考え方・将来展望	10
	（2）事業収支計画	
	（3）地域や他の施設との連携	
	（4）その他	
3．実施体制	（1）職員の配置	24
	（2）職員の研修計画	
4．安全管理	（1）防犯対策・防災対策	24
	（2）安心・安全面の具体策	
	（3）個人情報の保護策	
	（4）利用者のトラブルの未然防止と対処方法等	
5．創意工夫・改善	（1）サービス向上のための方策	44
	（2）利用者の要望等の反映	
	（3）自主事業	
6．プレゼン内容	（1）提出資料及びプレゼン内容全般	2
小　計		116
7．加減点項目	市内経済の活性化	1
	障害者が常用労働者となり得る機会の確保	1
	女性の活躍推進	3
	SDGsへの取組	1
合　計		122

教育福祉常任委員会行政視察（案）

1　期　　日　　令和５年１１月７日（火）～
令和５年１１月９日（木）

2　視 察 地　　・熊本県熊本市　　１日目
・熊本県八代市　　２日目
・鹿児島県霧島市　３日目

3　視察人数　　９人（委員７名・執行部１名・議会事務局１名）

4　視察事項　　（１）熊本県熊本市
不登校支援の取り組みについて
（２）熊本県八代市
八代市立博物館の運営について
（３）鹿児島県霧島市
霧島市子ども館について

5　視察経費　　１・１・１・３・２・８（予算計上済み）で対応